

臨時的取扱いで診療報酬を拡充、経費支援の継続も ~新型コロナ対策

《背景》厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いを、新たな事務連絡で発出。法規定に基づき自宅・宿泊療養を行っている患者に対して往診や訪問診療を行った場合などの加算の評価が拡充された。また、9月までの臨時的な取扱いであった診察料等への5点の加算に代わり、医療機関の感染防止対策に係る「かかり増し」経費を補助金で支援する旨が示された。

《解説》新たな事務連絡で示された加算に係る取扱いの概要は、以下の通りです。

- ①診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関が、新型コロナウイルス感染症と疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を行った場合は、院内トリアージ実施料(300点)とは別に、二類感染症患者入院診療加算(250点)を算定できる。
- ②入院中以外の患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る外来診療を行った場合は、1日に1回救急医療管理加算1(950点)を算定できる。中和抗体薬の投与(いわゆる抗体カクテル療法)を「医療機関による外来での投与」の要件を満たした医療機関が行った場合は、同加算の3倍の点数(2,850点)を算定できる。

◎診療報酬上の臨時的な取扱いに代わって補助金で支援する感染防止対策(概要)

かかり増し経費を考慮し、4月から9月診療分まで適用された診療報酬上の臨時的な取扱い

初診料
 再診料(電話再診を除く)
 地域包括診療料
 在宅患者訪問診療料(I)(II)
 在宅患者訪問看護・指導料 など

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き」等を参考に、感染予防策を講じて診療を行った場合。

+

診察料等に1回あたり5点を加算

補助金により、感染防止対策に係る経費を支援

- 病院・有床診療所(医科・歯科) 10万円上限
 - 無床診療所(医科・歯科) 8万円上限
 - 薬局、訪問看護事業者、助産所 6万円上限
- 2021年10月1日から12月31日までの感染防止対策に要する費用が対象。

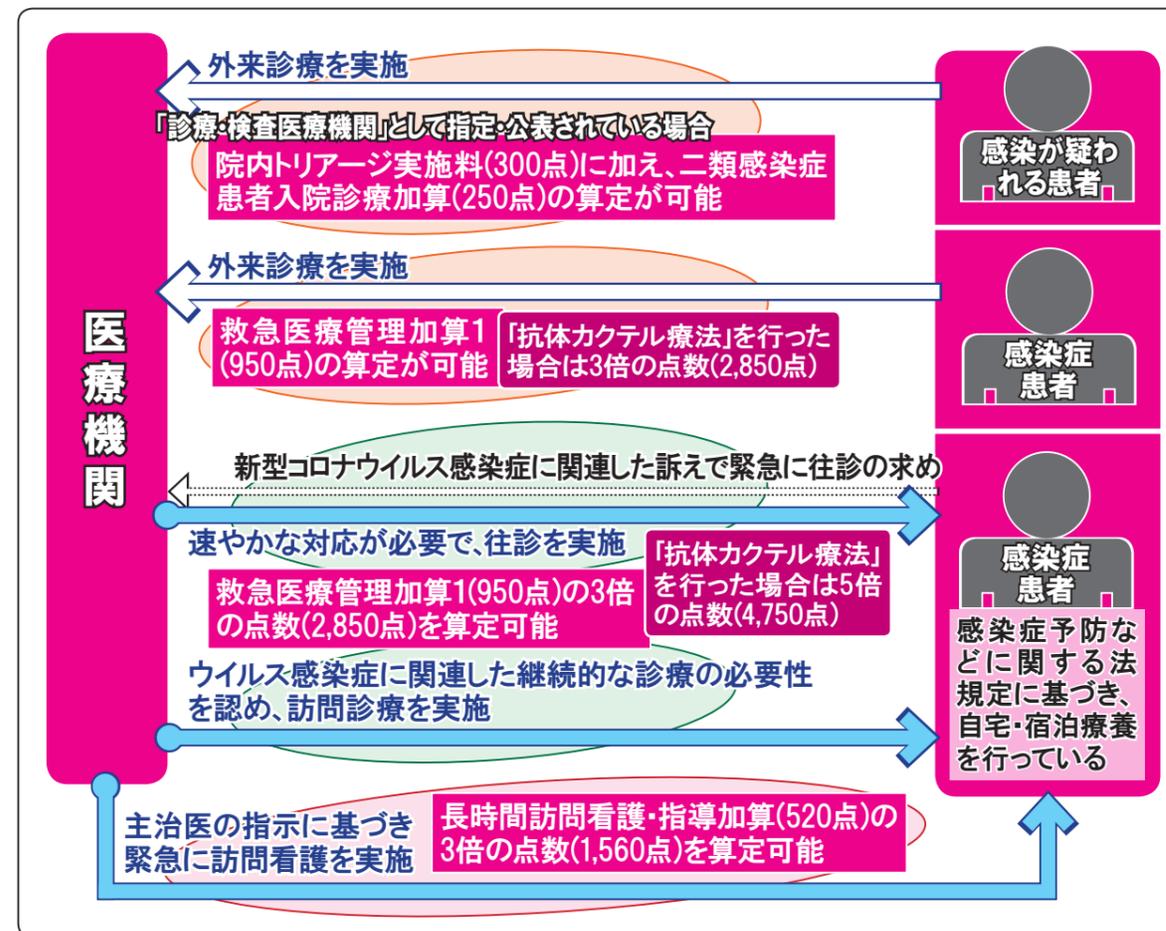
③「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、自宅・宿泊療養を行っている患者について、新型コロナウイルス感染症に関連した訴えで往診を緊急に求められ、必要と判断して往診した場合、あるいは、感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合は、救急医療管理加算1の3倍の点数(2,850点)を1日に1回算定できる。抗体カクテル療法を「医療機関による往診での投与」の要件を満たした医療機関が行った場合は、同5倍の点数(4,750点)を算定できる。

④自宅・宿泊療養を行っている者に対し、緊急に訪問看護を行った場合には、長時間訪問看護・指導加算の3倍の点数(1,560点)を算定できる。

これらの取扱いは、事務連絡の発出日である9月28日から適用されています(①については、2022年3月31日までの措置という期限あり)。

なお、小児の外来診療等に係る特例的な評価については、10月診療分から2022年3月診療分までの取扱いとして、別途示されています。

◎評価が拡充された診療報酬上の臨時的な取扱い(概要)



※厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(2021年9月28日付) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》
アステラス製薬株式会社
 東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》
医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)
 東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ8F 〒151-0002
 TEL. 03-6451-1617

※厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(2021年2月26日付) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000746419.pdf>)および「『感染防止対策の継続支援』の周知について」(2021年9月28日付) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000836869.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。